

無料相談
継続中！

右上の電
話番号が
窓口です

静岡県弁護士会ニュース

台風19号水害編 第2号

〈災害時Q & A集〉

沼津支部 055-931-1848

静岡支部 054-252-0008

浜松支部 053-455-3009

<https://s-bengoshikai.com>



静岡県弁護士会
Shizuoka Bar Association



※ 本書面の情報は令和2年2月25日時点のもので、その後の法改正等にご注意ください

災害直後	避難所 数日から数ヶ月の利用（無料）	ボランティア 専門家支援 片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談	応急修理 制度 仮設住宅 半壊以上 595,000円 準半壊 300,000円	基礎支援金 被災者生活再建支援法 全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	火災（地震） 保険・共済 火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし	?
数か月後	仮設住宅 原則2年以内 家賃無料 半壊も入居可能性	義援金 家族の死亡や住家被害の程度により支給される	自治体の 独自支援 自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集	災 害 弔 慰 金 家族の死亡時に遺族に500万円又は250万円支給	災害援護 資金貸付 1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大350万円貸付	雑損控除 （災害減免法） 建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される
その後	公費解体 半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去	加算支援金 被災者生活再建支援法 建設・購入200万円 修理100万円 民間貸借50万円	被災ローン 減免制度 住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除	リバース モーゲージ 60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能	災害復興 住宅融資 （建設・購入・補修） 建設・購入資金は半壊・補修は一部損壊以上が条件	災害公営 住宅 収入に応じて家賃は変動。当初数年は家賃の特典あり

（被災した場合に受けられる主な支援制度などをまとめた被災者生活再建カード）

被災した時の支援制度をきちんと申請、活用されていますか？

台風19号で災害救助法が適用された伊豆の国市や函南町では、国や自治体などによる**様々な支援制度**が用意されています。

代表的なものは、準半壊以上の罹災証明書の認定があれば使える**住宅の応急修理（補助）制度（最大59万5000円）**。また、全壊、大規模半壊や、半壊の住宅を解体した場合などに対象となる**被災者生活再建支援金（最大300万円）**などです。

また、半壊以上の被害認定を受けた住宅や、個人・中小企業の事業所などは公費（無償）で解体・撤去してもらえる場合があります（**公費解体制度**。なお、既に自費で撤去済でも自治体から費用補助を受けられる可能性があります）。

さらに、住宅の修理など費用の工面が難しい方のために**災害時の特別の融資制度（住宅金融支援機構）**や、自治体が窓口となる貸付制度（**災害援護資金貸付**）制度なども用意されています。

皆さんに共通する可能性がある支援制度など

ボランティア 専門家支援 片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談	浸水被害のあと困っていること、悩んでいること何でも【 弁護士会 】の無料相談窓口にお電話を	火災（地震） 保険・共済 火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし	火災保険の水災の保険金請求はお済みですか？【 保険会社・代理店へ 】	義援金 家族の死亡や住家被害の程度により支給される	一部損壊や床上浸水以上の世帯には義援金が配分される可能性が【 自治体へ 】	雑損控除 （災害減免法） 建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される	家財の浸水など災害で被害を受けたら確定申告の検討を！【 税務署などへ 】
---	--	---	---	-------------------------------------	--	--	---

浸水で家財（自動車含む）の被害を受けた方なら

災害援護 資金貸付 1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大350万円貸付	災害弔慰金法という法律に基づく 災害時の貸付制度 です【 窓口は市町村 】 一定の所得以下である必要はありますが、たとえば、今回の浸水で、家財（自動車も含む）の3分の1以上の損害を受けたら150万円など最大350万円の貸付を受けられます。3年間は無利子で、返済も据え置かれます。
---	--

準半壊（一部損壊10%以上）以上の罹災証明書なら

応急修理 制度 仮設住宅 半壊以上 595,000円 準半壊 300,000円	浸水した自宅の修理の際、準半壊なら30万円分、半壊以上なら59万5000円分の 修理補助を受けられる可能性 があります。 修理が終わって代金を支払ってしまうと制度が使えないので、必ず修理の前、代金支払いの前に【 市町村 】に相談して下さい。 ただし、この制度利用で 仮設住宅には入れなくなってしまう のでご注意を。
---	--

半壊以上の罹災証明書をお持ちの人など

公費解体 半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去	半壊以上の自宅や中小事業者の事業所等は、 公費（無償）で解体・撤去 してもらえる可能性があります【 窓口は市町村 】 また、半壊の自宅を公費解体で解体した場合、被災者生活再建支援法で「全壊」の場合と同じ支援金を受けられる可能性があります。	被災ローン 減免制度 住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除	今回の台風で支払いが難しくなった住宅ローンなど 個人のローンについては、その全部または一部を免除してもらえる可能性 があります。住宅ローンなどが負担で生活再建ができないと思ったら迷わず【 弁護士会 】に電話して下さい。
基礎支援金 被災者生活再建支援法 全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	加算支援金 被災者生活再建支援法 建設・購入200万円 修理100万円 民間貸借50万円	リバース モーゲージ 60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能	災害復興 住宅融資 （建設・購入・補修） 建設・購入資金は半壊・補修は一部損壊以上が条件
全壊や半壊の自宅を解体した場合には、最大300万円、大規模半壊の場合には、最大250万円の 被災者生活再建支援金 を国からもらえる可能性があります【 窓口は市町村 】		60歳以上で持家の修理資金が足りない方などは左の特別な貸付制度、その他の人でも右の災害時の貸付制度があります。いずれも 住宅金融支援機構の融資制度 です 【 弁護士会にご相談下さい 】	